

秋の自治体キャラバン 長野市介護保険課等と懇談 保険料独自減免や利用者負担援護制度改善求める



10月4日長野地区社保協が長野市介護保険課・高齢者活躍支援課・地域包括ケア推進課と懇談し、総合事業、保険料、利用料、施設整備と人材確保、国への要望を意見交換しました。

「介護保険料の独自減免を行ってほしい」 介護保険課「独自減免は予定していない」

「長野市介護保険料災害等特別の事由による減免」は10件（平成29年度）、独自減免については予定していないとの回答に、東大阪市（長野市と同じ中核市）の事例を示して保険料独自減免の実施を求めました。また回答から保険料の滞納者は実人数1,820人、2年以上滞納の「給付減額」実施は22人（いずれも平成29年度）と判明。

東大阪市の介護保険料・独自減免制度の要件

- 生活保護を受けていないこと
- 世帯全員の今年の総収入見込額が、年金、仕送りなどすべてを含めて次の額を超えないこと等
単身世帯 150万円 2人世帯 200万円
2人世帯以上・1人増えるごとに50万円加算

「利用者負担援護事業、介護保険料完納の要件は緩和を」 介護保険課「完納が要件」

長野市は「利用者負担援護事業」を行っており、この事業を積極的に広報、活用していくことが必要です。29年度実績では41人が支給されています。

しかし、この制度は保険料を滞納していると利用できません。保険料を滞納している人は経済的困難を抱えていると訴え、保険料完納の要件の緩和（分納および後納の開始など）を求めましたが、長野市としてはあくまで保険料完納が要件との回答でした。

「利用者負担援護事業」対象者の要件

- 市民税非課税世帯で、
以下等を全て満たす人及び生活保護受給者
- 年間収入が150万円以下（単身世帯。世帯員が増えるごとに50万円を加算）
 - 預貯金が350万円以下（単身世帯。世帯員が増えるごとに100万円を加算）
 - **介護保険料の滞納がない**

国への要望では一致。長野市も参加する全国市長会をつうじて行っているとのことでした。

「介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、**国費負担割合を引き上げる**こと。…」（平成30年6月第88回全国市長会議決定 重点提言）

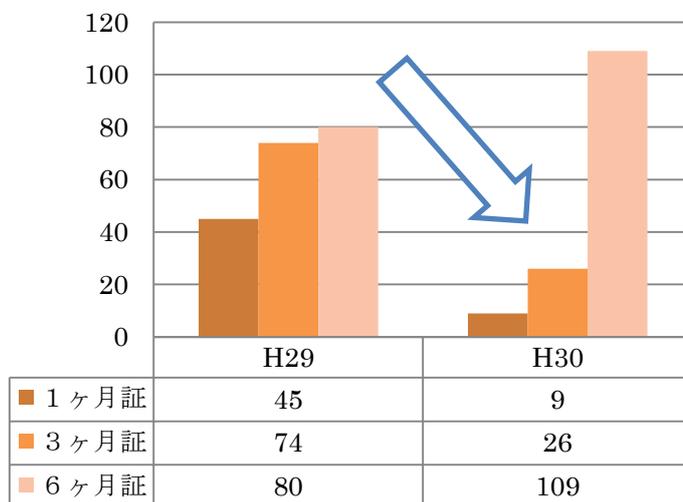
長野市 75 歳以上後期高齢者保険の超短期証が減に！

長野地区社保協の 2 月の要望から、今年度改善へ

1ヶ月証が 45→9 へ 3ヶ月証が 74→26 へ (29年度と30年度の当初発行数)

長野地区社保協は今年2月、長野市の後期高齢者医療制度の担当課（高齢者福祉課）と懇談し、後期高齢者に短期保険証を発行しないよう要望していました。

長野市は県広域連合よりも厳しい基準で短期保険証を発行していたため、1ヶ月、3ヶ月の超短期保険証が多数発行されていました。長野市は3月市議会での答弁で「(後期高齢者医療保険の短期証発行の) 基準を見直す」としていました。



1ヶ月、3ヶ月の超短期証は減りましたが、6ヶ月証は増えています。一方長野市は国民健康保険では70～74歳の方は短期証発行から除外しています。75歳になると短期証になってしまうという矛盾について、11月に予定している長野市との懇談で要望していきたいと思えます。

長野市国民健康保険料 平成31年度引き上げの計画

市民生活まもるため 引き上げは中止を

「平成31年度の長野市国民健康保険料の引き上げを中止してください」と要望書提出



10月19日、長野市国民健康保険課に要望書を提出しました。長野市は31年度に国保料の引き上げを計画。所得割（医療分）を現行7.9%から8.2%にするものです。長野地区社保協が今年行ったアンケート（回答者183人・長野市国保加入者）で、70.5%が国保料を「高い」と回答しており、これ以上の引き上げは容認できません。

長野地区社保協は引き続き、11月に長野市国民健康保険課と懇談します。